

■議案第 20 号 四万十町立公民館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

町内で大正地区及び十和地区に設置している二つの公民館の内、十和公民館については、昭和 38 年建築で 50 年が経過し老朽化が著しく、耐震診断でも「補強が必要」との結果が出ていることから、同公民館を廃止しようとするものです。また、あわせて一部字句の修正も行うこととしています。

廃止後については、施設の取壊しを行い、新たに昭和地区基幹集落センターの建設を計画しています。

【改正の内容】

- ・二つの公民館の内、十和公民館に関する事項を削除します。
- ・所要の改正（条文の見直し）を行う。

第 14 条 審議会の委員の定数を「10 人」→「10 人以内」に改めます。

【新旧対照表】

改正後	改正前				
(名称及び位置) 第 2 条 公民館の名称及び位置は、<u>次</u>のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>四万十町立大正公民館</td><td>四万十町大正 377 番地 1</td></tr> </table> (運営審議会) 第 14 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づく、四万十町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、<u>10 人以内</u>とする。	名称	位置	四万十町立大正公民館	四万十町大正 377 番地 1	(名称及び位置) 第 2 条 公民館の名称及び位置は、<u>別表第 1</u>のとおりとする。 (運営審議会) 第 14 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づく、四万十町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、<u>10 人</u>とする。
名称	位置				
四万十町立大正公民館	四万十町大正 377 番地 1				

別表（第 5 条関係）

時間	9：00から17：00まで	17：00から22：00まで
室名		
大ホール	3,910 円	2,670 円
会議室	1,910 円	1,530 円
和室	1,910 円	1,530 円
講座室	1,910 円	1,530 円
調理実習室	1,910 円	1,530 円
結婚式	会議室、和室 10,000円	

	大ホールと調理室を併用の場合 20,000円
備考	1 使用時間が2分の1以下の場合は、料金を2分の1とする。 2 冷暖房を使用した場合は、下記料金を加算した額とする。 9：00から17：00まで 1,530円 17：00から22：00まで 860円 3 入場料及び会費類を徴収する場合は規定する使用料のほか、30割以内の額を加算した額とする。